

2020年12月24日施行

2022年2月7日改正

2022年6月27日改正

在学生・保護者の皆さま

神戸薬科大学新型コロナウイルスに関する行動指針

神戸薬科大学
危機対策本部

新型コロナウイルス感染症に関する取るべき行動として、行動指針を実態に即して改定しました。本学は、政府及び兵庫県からの要請がある場合を除き、教育活動を継続してまいります。また、情勢の変化や個々のケースに応じ、臨機応変な対応と基準・指針の見直しをすることがあります。

記

◆「新しい生活様式」を踏まえた本学の行動基準の見直しについて

本学では文部科学省から対面授業の継続実施を求められているなかで、学修機会の確保に努めるべく「新型コロナウイルス感染拡大に対する神戸薬科大学の行動基準」（本学 Web ページ掲載）の見直しを行い、教育機能の継続に尽力するとともに、学生・保護者の皆さまに向けて、行動指針を定めております。皆さまにおかれましては、会食や課外活動を行う場合には、自治体及び団体のガイドラインに準拠した節度ある行動を心がけていただくとともに、大学での活動は本指針に基づいた行動をお願いいたします。

◆本学の感染防止対策について

（入構制限）サーマルカメラもしくは体温計による検温を必須とし、体温が37.5度以上の来校者はいかなる場合でも入構を禁止します。なお、冬場においては、外気による測定温度の低下が見られるため、体温を判定するための基準温度も低く設定する場合があります。

※構内では、距離が確保でき且つ会話をしない場合、屋外での一時的なマスク着脱を可能としますが、飛沫感染防止のため、**原則はマスクを着用**していただきますようお願いいたします。

- （手指消毒）各建物の入口にアルコール消毒液を用意し、手指消毒の実施を必須とします。
- （教室環境）講義室や自習室などは、最低でも1mの距離を取りつつ、マスクの着用や換気を充分に行った状態で行います。また、講義開始前と終了後には、空間内の消毒作業を徹底して行います。
- （その他）食堂などの飲食スペースやラウンジ・テラスについては、飛沫感染防止のため、全席にパーテーションを設置したうえで開放いたします。学生支援センターや事務局においては、ビニールカーテンを要所に設置するなど、飛沫感染防止対策を講じます。

◆感染もしくはその疑いがある場合の措置について

【用語の定義】

- 体調不良者：感染もしくはその疑いがある当事者
- 濃厚接触者：保健所などが認定する新型コロナウイルス感染の疑いが強い者
- 接触者：体調不良者もしくは濃厚接触者と、15分以上共に行動した者（換気された場所を除く）
- 検査等：PCR検査もしくは抗原検査（定量及び定性）。ただし、無症状の場合は、抗原検査（定性）による結果を用いません。

【感染もしくはその疑いがある場合】

まずは、かかりつけ医や保健所などの窓口へ連絡し、指示を仰いでください。
また、大学側から事情を確認することがありますので、ご自身で情報は整理しておいてください。

＜整理する情報＞

- ・具体的な症状と発症日
- ・症状が出た、もしくは疑いがあると発覚してからの行動履歴（発覚の3日前を目安）

※学内への入構状況及び他の大学関係者（先生、職員、友人など）との接触状況について
（日時、場所、会話の有無、マスク着用の状況、発熱など）

※家族との接触状況について

※その他立ち寄り地など

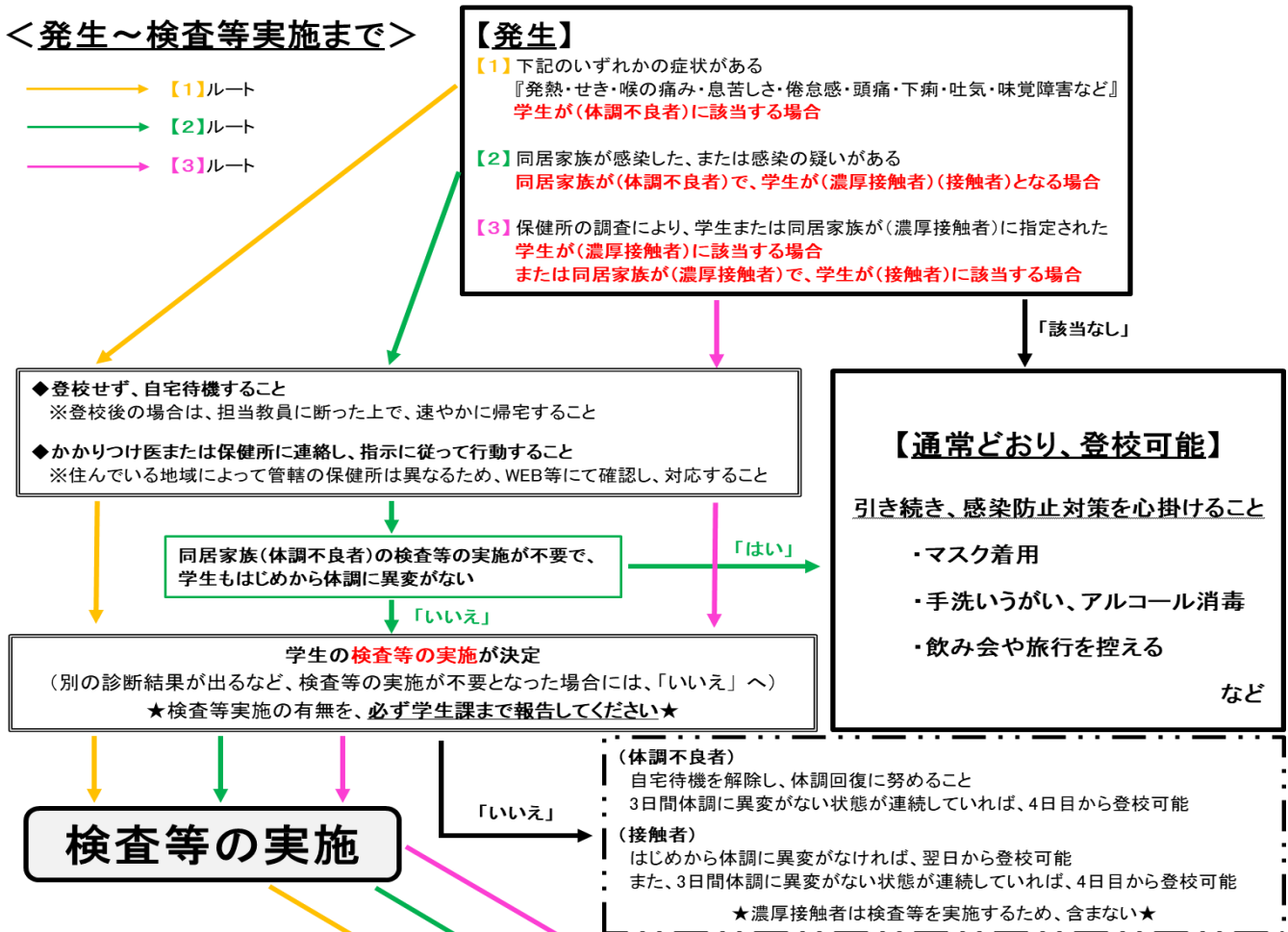
検査等の受診が決まった段階で、神戸薬科大学学生課宛に速やかに連絡してください。

【感染もしくはその疑いがある場合のフローチャート】

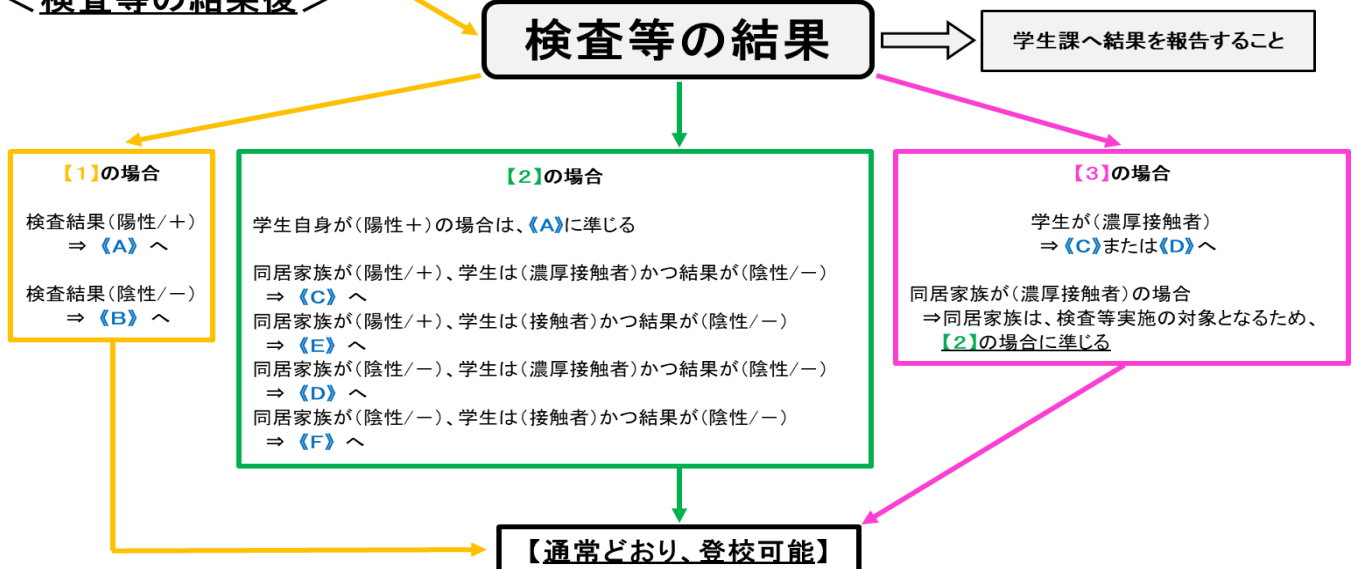
学生の皆さんが、(体調不良者)(濃厚接触者)(接触者)それぞれの立場に置かれた場合、大学では以下の措置をとるものとしています。

感染拡大防止のため、皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

<発生～検査等実施まで>



<検査等の結果後>



【検査等の結果に応じた行動指針】

※検査等を受検していない場合、各ステータス設定された自宅待機日数を遵守し、個別判断は行いません。ただし、(濃厚接触者)(1)の場合を除きます。

(体調不良者)

(1) 陽性判定が出た場合(みなし陽性を含む)《A》

- ・発症(無症状の場合は陽性判明日)から起算して原則14日間は自宅待機とします。
- ・発症から14日間経過し、かつ体調になんら異変のない状態が3日間連続していれば翌日から入構可能とします。
- ・ただし、当初から一貫して無症状である場合は、10日経過時点で自宅待機及び入構禁止を解除することを可能とします。

(2) 陰性判定が出た場合、または検査等が不要だと診断された場合《B》

- ・自宅待機は解除し、入構禁止扱いへ移行します。
- ・原則、体調になんら異変のない状態が3日間持続していれば4日目から入構可能とします。
- ・当初からの体調と検査等や診断の結果に応じ、個別に早期入構可能と判断することがあります。

(濃厚接触者)

※検査等実施の対象になりますので、保健所等の指示に従ってください。

※濃厚接触者となった場合、速やかに神戸薬科大学学生課へ連絡してください。

(1) 体調不良者に陽性判定が出た場合(みなし陽性を含む)《C》

- ・濃厚接触者が陽性(みなし陽性を含む)であれば、(体調不良者)(1)の対応に準じますので、そちらを参照してください。
- ・検査等を受検していない場合(体調不良者を含む)や、検査等の結果、濃厚接触者が陰性となった場合も、感染拡大防止に最大限配慮するため、原則は以下のとおり対応します。
 - 濃厚接触日から陰性の結果が出るまでは自宅待機とし、結果が出た翌日からは自宅待機は解除し、入構禁止へ移行します。
 - 濃厚接触日から10日間経過し、かつ体調になんら異変のない状態が3日間持続していれば、その日の翌日から入構可能とします。
 - 当初から一貫して無症状である場合は、7日経過時点で自宅待機及び入構禁止を解除することを可能とします。
- ・体調及び検査等の結果、入構せざるを得ない事情等を総合的に加味して、入構禁止期間を待たずに個別に入構可能と判断することや、状況に応じて個別に対応することがあります。

(2) 体調不良者に陰性判定が出た場合《D》

体調不良者が診断の結果、検査等不要と判断された場合《D》

- ・濃厚接触者の定義から除外します。
- ・原則、体調になんら異変のない状態が3日間持続していれば、4日目から入構可能としますが、当初からの体調と検査等の結果に応じて、個別に早期入構可能と判断することがあります。

(接触者)

(1) 体調不良者もしくは濃厚接触者に陽性判定が出た場合(みなし陽性を含む)《E》

濃厚接触者が無症状のため検査等を受けていない場合《E》

- ・接触日から起算して10日間の自宅待機とします。
- ・保健所指定の濃厚接触者に当たらない場合は、自宅待機から入構禁止に移行します。
- ・原則、接触日から10日経過し、かつ体調になんら異変のない状態が3日間持続していれば、その日の翌日から入構可能とします。
- ・当初から一貫して無症状である場合、7日経過時点で入構禁止を解除することを可能とします。
- ・体調及び自発的に受検した検査等の結果、個別に早期入構可能と判断することがあります。

(2) 体調不良者もしくは濃厚接触者に陰性判定が出た場合《F》

体調不良者もしくは濃厚接触者が診断の結果、検査等不要と判断された場合《F》
原則、体調になんら異変のない状態が3日間持続していれば、4日目から入構可能としますが、当初からの体調と自発的に受検した検査等の結果に応じて、個別に早期入構可能と判断することがあります。

【神戸薬科大学 学生課】

電話番号 : 078-441-7510

メールアドレス : gakusei@kobepharma-u.ac.jp

窓口対応時間 : (平日) 9:00~17:00 まで

※夜間・休日は、078-453-0033 (守衛室) へご連絡ください

ご不明な点があれば、神戸薬科大学 学生課までお問い合わせください。

以上